

# 国民健康保険税 納税通知書の見方

## ●国民健康保険税の納税義務者とは…

1世帯の家族に国民健康保険に加入している人がいると世帯主が納税義務者となります。(世帯主ご本人が国民健康保険以外の健康保険に加入している場合も含まれます。)

## 封筒に入っているもの

- ① 国民健康保険税納税通知書
- ② 納付書 (口座振替の方、年金から天引きの方等には入っていません)
- ③ 保険税のしくみ (リーフレット)
- ④ チラシ (2枚)

## 納税通知書の見方

**表紙**

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX99999#  
000-0000

秋田県湯沢市佐竹町○○番地

宛名 (納税義務者) は世帯主の方になっています。

湯沢 太郎 様

999999999

お問合わせの際は、行政区欄下の番号 (9ケタ) をお伝え願います。

令和 ○ 年度 国民健康保険税 納税通知書

次のとおり納めてください。

令和 ○年 7月○○日

秋田県湯沢市長

口座振替を登録されている方は口座情報が記載されています。

取扱機関	0000000	〇〇銀行 △△支店
口座種別	普通	口座番号 ****999
引落方法	名額	口座名義 ユザワ タロウ

行政区 通知書番号  
012345678900

**3枚目**

国民健康保険の個別税額

国民健康保険料	国民健康保険料	国民健康保険料	合計	通知書番号	通知書番号
2,800	1,400	4,200	012345678900	0123456789	
個別(月額)	納期限	金額	納付済額	差引納付額	
1期	令和 ○年 7月31日	4,200	0	4,200	
2期	令和 ○年 8月31日	0	0	0	
3期	令和 ○年 10月2日	0	0	0	
4期	令和 ○年 10月31日	0	0	0	
5期	令和 ○年 11月30日	0	0	0	
6期	令和 ○年 12月25日	0	0	0	
7期	令和 ○年 1月31日	0	0	0	
8期	令和 ○年 2月29日	0	0	0	
随時1	令和 ○年 4月1日	0	0	0	
普通徴収					
特別徴収					
4月		0	0	0	
6月		0	0	0	
8月		0	0	0	
10月		0	0	0	
12月		0	0	0	
2月		0	0	0	

年税額が記載されています。

各期別の税額が記載されています。

普通徴収の場合  
・納付書納付  
・口座振替

特別徴収の場合  
・年金から天引

裏面もご確認ください

## 4 枚目

国民健康保険の算出内訳 兼 変更通知 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX99999#

通知番号 012345678900

区分	医療分(変更前)	後期分(変更前)	介護分(変更前)	医療分(変更後)	後期分(変更後)	介護分(変更後)
軽減割となる所得	0	0	0	688235	0	688235
A 所得割額	0	0	0	18851	9296	0
B 均等割額	0	0	0	17700	9400	0
C 平等割額	0	0	0	13800	6100	0
① A+B+C 計	0	0	0	51351	24796	0
軽減				5	5	5
D 均等割額	0	0	0	8850	4700	0
E 平等割額	0	0	0	6900	3050	0
F 年度超過額	0	0	0	0	0	0
② ①-D-E-F算出計	0	0	0	34501	17046	0
減免額	0	0	0	0	0	0
③ 月割増減額	0	0	0	0	0	0
④ 賦課額	0	0	0	2800	1400	0
⑤ 滞賦課減額	0	0	0	0	0	0

※本算定および算額加入の場合は、変更前はありませんので空白となります。

軽減が適用されている場合、軽減割合と軽減額が記載されています。

賦課額が記載されています。合計した額が年税額となります。

## 5 枚目

被保険者別課税月一覧 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX99999#

通知番号 012345678900

被保険者氏名	医療給付費分・後期支給金分												介護納付金分											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
滝沢 太郎	*																							

※「\*」印が印字されている月は賦課の滞賦課対象となります。 「#」印が印字されている月は応答別の減免対象となります。

国民健康保険に加入されている世帯の方が記載されています。

「\*」印が印字されている月が課税対象となります。

## 6～8 枚目

国民健康保険税個人明細書 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX99999#

被保険者氏名	所得割の元となる額	医療分	均等割額	算出額
滝沢 太郎	258235	18851	17700	36551
		9296	9400	18696

※個人明細書には、個人の所得割額、均等割額は加入人数に応じて算出して個人明細書の合計額と世帯の算出額は一致しません。

世帯の方の一人ごとの明細が記載されています。

### 国民健康保険税の税率等

区分	医療分	後期分	介護分
② 所得割	7.30%	3.60%	2.70%
均等割	17,700円	9,400円	9,500円
平等割	13,800円	6,100円	4,800円

※平等割については世帯ごとに加算されます。

### 所得割額の計算について

$$\text{① 所得割の元となる額} \times \text{② 所得割の税率} = \text{③ 所得割額}$$

### 均等割の計算について

$$\text{被保険者数} \times \text{均等割額(単価)} = \text{均等割額(合計)}$$

## お問い合わせ先

- 課税に関すること  
湯沢市役所 税務課 市民税班 TEL 0183-55-8094(直通)
- 資格に関すること  
湯沢市役所 市民課 国保年金班 TEL 0183-55-8164(直通)

# 国民健康保険税Q&A

**Q1** 世帯主以外が国民健康保険に加入しているのに、世帯主あてに納税通知書が届くのはなぜですか？

例：父親が世帯主で会社の健康保険に加入、子どもが国民健康保険に加入している場合など

**A1** 国民健康保険税は世帯単位で計算され、納税義務者は世帯主であるためです。

**Q2** 昨年より国民健康保険税が高いのはなぜですか？

**A2** 次のいずれかに該当すると、昨年より税額が高くなる場合があります。

- ① 前年よりも国民健康保険加入者の所得が増えた。または、軽減割合が変更（対象外）となった。
- ② 世帯に国民健康保険の加入者が増えた。
- ③ 所得が未申告となっており、軽減判定が行われていない。  
※申告により軽減対象となり、国民健康保険税が安くなる場合があります。
- ④ 世帯の方に40歳に到達した方がいる。  
※介護保険に加入することになり、介護分が加算されるため、国民健康保険税が高くなる場合があります。

**Q3** 国民健康保険税の特別徴収とは何ですか？  
また特別徴収の要件とは何ですか？

**A3** 国民健康保険税を年金からの天引きにより納めてもらうことを特別徴収といいます。それに対し、納付書や口座振替により納めてもらうことを普通徴収といいます。

また、次の全てに該当する場合、特別徴収となります。

- ① 世帯主が国民健康保険加入者であること。
- ② 世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること。
- ③ 世帯主の公的年金受給額（天引き対象年金）が年額18万円以上であること。
- ④ 国民健康保険税と介護保険料との合計額が、対象となる年金額の2分の1を超えていないこと。

**Q4** 「\*」印のみ印字されている納付書はどうしたらよいですか？

**A4** 使用しませんので、ご自身で破棄して構いません。課税されていない納期や納付済の納期の納付書も印刷・封かんの都合で入っています。ご了承ください。

## 納付に関するお知らせ

- 令和6年度からQRコード付きの納付書になっています。クレジットカードやインターネットバンキングでの納付を希望する場合は、封筒裏面から【地方税お支払サイト】をご確認ください。
- 保険税の納付には「便利・確実な口座振替」がオススメです。詳しくは同封されている「よくわかる保険税のしくみ」をご覧ください。  
※口座振替をお申し込みになる際は、納税義務者の欄には世帯主名をご記入ください。
- 納めすぎにより還付が発生する際には、別途過誤納金還付通知書にてお知らせしますので内容をご確認のうえ振込口座の指定等必要な手続きをしてください。